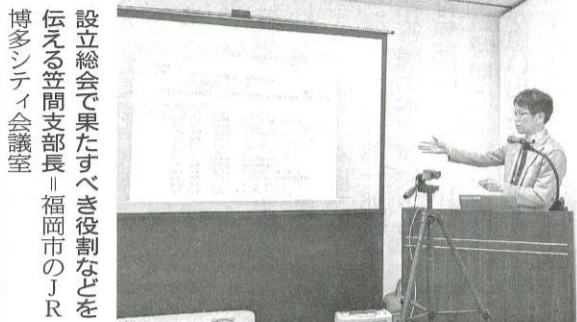


管内宅地の安全確保へ

地盤品質判定士会 九州支部が発足



設立総会で果たすべき役割などを伝える笠岡支部長(福岡市のJ.R博多シティ会議室)

宅地の安全性に関する評価や防災対策の提案などを行うプロ集団「地盤品質判定士会」の九州支部がこのほど

発足した。沖縄も含む8県に拠点を置く約100人で結成した中、幹事にアーステクノ常務の赤崎秀敏氏が就任。被害が続出した熊本地震の経験等も踏まえながら、管内宅地の安全確保へ一丸となった展開を目指す。

幹事にアーステクノ・赤崎氏

地盤品質判定士は東日本大震災で相次ぎ、4月初旬に開催した設立総会(会場は福岡市・J.R博多シティ会

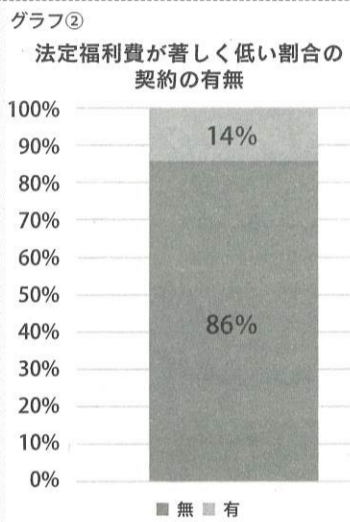
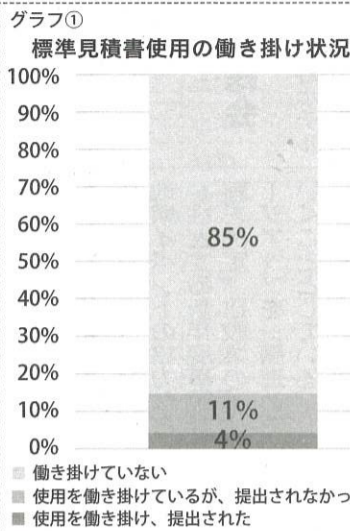
議室)を経て正式に発足。熊本地震での対応経験を踏まえて南海トラフ地震など想定される有事への備えを徹底していくことを確認したほか、初代支部長に九州大学大学院(防災地盤工学研究室)の笠岡清伸教授を選出している。

幹事就任に当たって本県での活動展開にも意気込みをのぞかせる赤崎氏は「シラス災害が多発する鹿児島島の宅

地を守るには判定士の存在が不可欠」とその責務を強調。「県民への啓発に努めながら、

元下間の請負契約で、9割超の見積書に法定福利費が書き込まれていた一方で、標準見積書が使われた割合が4%にとどまること国土交通省の調査で分かった。国交省は、算出根拠が不明な見積もりも多かったことから、引き続き、標準見積書の使用を徹底するよう促していく。

法定福利費明示も



調査では、下請けに標準見積書の使用を働き掛けているかどうかを元請けにヒアリングした。見積書と契約書への法定福利費の明示状況も調査した。92%の見積書に法定福利費が明示されていたものの、契約書ではその割合が74%に低下し、見積書の段階より18ポイントも低かった。契約金額

をしっかりと使用してもらい、契約書にも法定福利費を明示していくことが重要だ」としている。標準見積書では、建設業者が技能者に支払う賃金に加工する、社会保険や労働保険、雇用保険などの法定福利費が関係法令に基づき算定されている。今回の調査は、完工高1000億円未満の建設業者を中心に支店、営業所を含む149カ所を対象に、元下取り引きの実態をモニタリングしたもの。対象工事は、公共・民間を問わず、元請けが2018～22年度に発注者から

標準見積書の徹底を 算出根拠不明多く

に占める法定福利費の割合が著しく低い契約も1割超あった(グラフ②)。



若松 香澄さん
主なる業務は、鹿児島県で家づくりをされる方へ向けた家づくり情報誌や、自社の魅力を発信するためにメディアへプレスリリースを作成し発信する

「これからの鹿児島で家づくりをされる方に向けてヤマサハウスの家づくりの考え方や良さを発信していきたい、共感してくださる方が増えたらと考えております。今後の目標は、御朱印集めです。昨年、新婚旅行で京都へ行った際の金閣寺の御朱印が一番気に入っています。」

情報板に貯水率表示

鶴田ダム管理所

九州地方整備局鶴田ダム管理所は13日から、管理区間に設置している情報表示板に「貯水率」の表示を追加した。今まではダムから放流する際にダム流入量と放流量を表示していたが、合わせて貯水率・貯水率を交互に表示する。

ダムからの緊急放流は、ダムが満水位を超える予測がある場合、貯水率70%から開始。地域住民との意見交換でダム貯水率の情報は避難に役立つ重要な情報と意見を受け対応した。

情報表示板全体の10カ所のうち、9カ所です。宮都大橋は、機器が古く表示できないため、今年度機器更新を行い、来年度の出水期までに対応する予定。表示開始のタイミングは洪水調節開始から終了までを想定している。貯水率(%)は現在貯水量(m³) / 有効貯水量(9800万m³) × 100。

業界 あねこね

◆積水化学工業の防火設備、2640住宅で不適合 国土交通省

積水化学工業が製造した防火設備(引き違い窓)に国土交通大臣認定の仕様への不適合があったことを明らかにした。同社の住宅事業を担うセキスイハイムグループ各社が施工した住宅2640棟で使用されている。また、同社が供給した木造共同住宅6棟で界壁の一部が施工されておらず、建築基準法に適合していなかったことも明らかにした。同社は仕様・基準に適合させるため改修を行う。

山下会長の父 山下秀一氏

山下運輸(伊佐市)の監査役

山下運輸(伊佐市)の監査役で山下猛会長の父が16日、死去した。99歳。葬儀告別式はきょう18日午前9時30分から、ルミエール伊佐まじし斎場(伊佐市菱刈前目661) 09995・24・1544)で執り行われる。喪主は長男・猛氏。

おくやみ情報をお寄せください

おくやみ

新聞掲載は無料です。毎週火曜日から土曜日(夏季・年末年始休暇および祝祭日の翌日を除く)に掲載します。会社の代表者ならびに社員にかかわらずどなたでも構いません。親族、身内の方もご相談ください。

お問い合わせ
099-227-5100